

ポストコロナ時代における宮崎県の観光のあり方に関する調査研究 委託業務仕様書

1 業務の目的

人々の価値観や生活スタイル、観光を取り巻く環境が大きく変容するポストコロナ時代に対応し、国内外から選ばれる「観光みやざき」の実現を目指すため、本県観光の課題や特徴を整理・分析するとともに、目指すべき観光振興戦略の方向性を明らかにすることを目的とした調査研究事業を実施する。

調査結果は、次期観光振興計画（R5－R8年度）及び今後取り組む観光施策を検討するための基礎資料とする。

2 委託業務名

ポストコロナ時代における宮崎県の観光のあり方に関する調査研究業務

3 委託業務の内容

観光振興戦略を策定するにあたり、必要な次の業務を行う。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

(1) 国内外の社会変化と観光への影響分析

ポストコロナ時代における国内外の社会変化とそれらに伴う旅行ニーズの変化等の観光への影響について、客観的なデータを用いて多面的に分析・整理すること。

(2) 本県における観光戦略検討のための調査

上記(1)の社会変化と観光への影響を踏まえ、本県の今後の観光戦略を検討する上で必要な調査を実施すること。

(3) 本県内市町村に対するアンケート調査及びヒアリング

宮崎県内の市町村（26市町村）に対しアンケート調査を実施し、その結果についてヒアリングを行うこと。

ヒアリングは対面、電話、電子メール、Web会議システムのいずれの方法でも可。

(4) 本県観光の現状分析・課題整理

上記(1)、(2)、(3)を踏まえ、宮崎県の観光の現状及びポストコロナ時代の観光振興に向けた課題を分析・整理する。

分析にあたっては、宮崎県から提供する下記ア～クのデータ及び観光庁の宿泊旅行統計調査等、客観的なデータを使用し、本県における観光戦略策定に資する効果的な分析を行うこと。

- ア 宮崎県観光入込客数統計調査（令和元年度）
- イ 県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入状況調査（令和元年度）
- ウ 国内外からの宿泊客動向調査（令和元年度、令和2年度）
- エ 2019 I S Aワールドサーフィンゲームスに係る調査及び分析（令和元年度）
- オ 首都圏女性向けプロモーション業務（令和元年度）
- カ ウィズコロナにおける宮崎観光ブランディング事業（令和2年度）
- キ 九州山口プロモーション（令和2年度）
- ク 宮崎県のゴルフツーリズム推進のための基礎調査（令和2年度）

※ 上記ア、イの調査は報告書に織り込む必要があるが、ウ～クの調査については、必ず使用する必要はなく、必要に応じて使用するものとする。

※ 上記ア～クのデータは、契約締結後に、宮崎県から受託事業者を提供する。（企画提案時点ではデータの提供は行わない。）

(5) 本県における観光戦略の提案

上記(1)～(4)を踏まえ、ポストコロナ時代に向けての本県の観光戦略を提案すること。提案にあたっては、当該戦略が本県観光にどのように寄与するのかを具体的に記載すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

5 成果品

(1) 中間報告

ア 報告内容：3委託業務の内容(2)(3)による調査・ヒアリングの状況

イ 提出書類：中間報告書（電子メールでの提出可）の提出に加え、面談形式（Webシステム可）での報告を実施。

ウ 期限：令和3年12月27日（月）まで

(2) 最終報告（成果品）

ア 提出書類：調査報告書2部、電子データ一式

A4カラー印刷したものをファイルで綴じて提出（簡易製本も可）。

イ 期限：令和4年2月28日（月）まで

6 その他留意事項

(1) 宮崎県観光振興計画（令和元年7月策定）の内容を踏まえて整理すること。

(2) 受託事業者は、県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。

(3) 機密保持等

ア 受託業務の実施において、本県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。

イ 本県及び受託事業者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しないこと。

(4) 業務成果の帰属等

ア 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物(既得されている著作権は除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、宮崎県に帰属するものとする。

イ 著作権の帰属

本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係も帰属を済ませた上で納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、宮崎県は責任を負わない。

(5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。